

愛知県産材認証機構認証制度実施要領等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

実施要領の登録の有効期間について、3年毎に一斉更新しているため、入会した時期により有効期間が3年に満たない場合があることから、現状に合わせた記述に改正する。

2 主な改正の内容

- 要領5条の2及び14条の2にある「登録の有効期間は登録の日から、3年を経過した日の属する年度の年度末までとする」との記述を、「登録は3年ごとの一斉更新制とし、登録の有効期間は入会時期に関わらず登録の日から登録証に記載された年度の年度末までとする」に改める。
- 平成30年9月の要領改正により不要となった様式5の削除とそれに伴う様式6以降の番号の繰り上げ。
- 要領の各様式及び要領の別表2の台帳に記載された元号「平成」の削除。
- 要領の別表1について、要領の改正に合わせて「登録の日から登録証に記載された年度の年度末まで有効とする」を明記。
- 規約の別表「愛知県産材認証機構構成員一覧」のうち、すでに解散した組織である愛知県集成材工業組合を削除。

3 施行日

愛知県産材認証機構通常総会の承認日

令和6年10月11日